

**令和2年度税制改正の主な改正について**  
(法人県民税・事業税、特別法人事業税関係)

長野県／県税事務所

**1 電気供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し**

電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等に係る法人事業税の課税方式の見直しが以下のとおり行われました。この改正は、**令和2年4月1日以後に開始する事業年度**から適用されます。

**【法人事業税の税率改正】**

資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人にあつては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、1億円以下の普通法人の普通法人等にあつては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、税率を次のとおりとする。

事業区分	法人の種類	事業税の区分	税率	
			令和元年10月1日以後開始事業年度	令和2年4月1日以後開始事業年度
発電事業及び 小売電気事業等	資本金の額又は出資金の額が 1億円を超える法人 (特定目的法人、投資法人、一般 社団法人・一般財団法人は除く)	収入割	1.0%	0.75%
		付加価値割	—	0.37%
		資本割	—	0.15%
	上記以外の法人	収入割	1.0%	0.75%
		所得割	—	1.85%

**【特別法人事業税の税率改正】**

上記により事業税を課される法人の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に40%の税率を乗じて得た金額とする。

区分	税率	
	令和元年10月1日以後開始事業年度	令和2年4月1日以後開始事業年度
基準法人収入割額	30%	40%

## 2 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充等

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人住民税法人税割額及び法人事業税額の特別控除制度について、以下の改正が行われました。

### (1) 適用期間の延長

適用期間を5年間（令和6年度まで）延長する。

### (2) 拡充

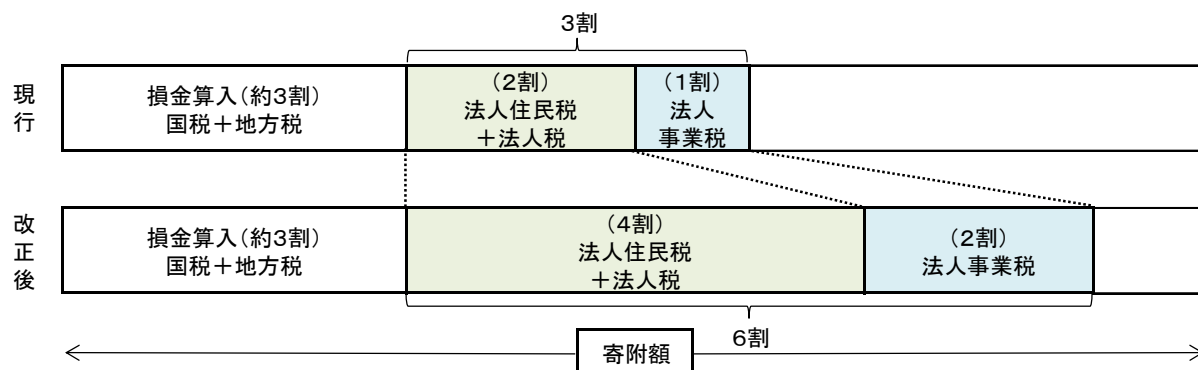
税額控除割合を3割から6割に引き上げる。（令和2年4月1日以後終了する事業年度から）

(現行) (改正後)

法人都道府県民税： 2.9% → 5.7%

法人市町村民税： 17.1% → 34.3%

法人事業税： 10% → 20%



※損金算入措置（約3割）と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減

その他、ご不明な点がありましたら、長野県庁税務課課税係  
（電話:026-235-7048、e-mail:zeimu@perf.nagano.lg.jp）、又は  
申告書を提出している県税事務所までお問合せ下さい。